

公用車売却に係る一般競争入札実施要綱

北茨城市では、以下の公用車を一般競争入札により売却します。入札に参加される方は以下の事項を十分に御承知の上、参加してください。

1 売払物品

物品番号	物品名・数量	最低売却価格 (税抜)	備考
物品 1	中型バス 1 台	280,000円	故障箇所あり

※詳細は、別紙物品調書のとおり

※入札物件は、公用バスとして長期間使用したものであり、**各所に不具合があり完全な修繕が困難な状況となった車両であることを十分ご理解のうえ入札ください。**

よって、車両は直近まで使用していたものですが、従来の性能、安全を保障するものではありません。専門家による調整や修理を要するものですが、修理費用について北茨城市は一切負担いたしません。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく北茨城市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当しない者又はこれらと密接な関係を有する者並びにそれらに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は申請代理人として使用する者ではない者。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 満18歳以上であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 売却物品の公開（事前見学会）

次のとおり公開しますので、入札希望者は物品の確認をしてください。

(1) 日時：令和6年11月19日（火）～令和6年11月20日（水）

午前9時から午後3時まで（正午から午後1時を除く。）

(2) 場所：北茨城市役所本庁舎車庫棟（北茨城市磯原町磯原1630番地）

※物品を確認しなくても入札には参加できますが、物品に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

※確認の際には、予約が必要になりますので、事前に総務課管財係・車両担当までご連絡ください。

電話0293-43-1111（代表）内線510

4 入札参加申し込みの受付期間

(1) 受付期間：公告の日から令和6年12月4日（水）午後5時15分まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 提出先 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

北茨城市役所総務課管財係

(3) 提出方法：郵送（書留または簡易書留）又は持参による。

電子メール又はファックスによるものは受け付けません。書留または簡易書留以外の郵便により提出した場合は、輸送中の事故や遅延等により、申請者に何らかの不利益が生じて一切異議を申し立てないものとします。

なお、期限までに一般競争入札参加申請を提出しない者、又は提出書類に不備がある者は入札に参加することができません。

(4) 提出書類

①個人で申請する場合

ア 一般競争入札参加申請書

イ 住民票抄本

ウ 身分証明証（本籍地のある市町村が発行した、禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない者、後見の登記の通知を受けていない者若しくは破産宣告の通知を受けていない者であることを証するもの）

エ 印鑑登録証明書

オ 居住する市町村が発行する納税証明書（滞納がない証明書）

カ 誓約書

※非課税の場合は、その証明書

②法人で申請する場合

ア 一般競争入札参加申請書

イ 登記事項証明書

ウ 印鑑証明書

エ 所在地の市町村が発行する納税証明書（滞納がない旨の証明書）

オ 誓約書

※公的証明書については、発行日から3ヶ月以内のものとする。

※申請書類への押印は実印を使用すること。

(5) 審査結果の通知

一般競争入札参加申請を審査後、入札参加に適格の方については「入札指定書」を一般競争入札参加申請書に記載の住所へ郵送にて通知します。

「入札指定書」を受領の際は、別添の受領書にてその旨を速やかに報告願います。

なお、「入札指定書」は入札書を郵送で提出する際に、一緒に原本をご提出ください。

5 入札の方法

○入札書の提出方法

(1) 入札書の提出は、**郵便入札（書留または簡易書留）**によるものとします。

令和6年12月11日（水）午後5時必着

郵便入札で実施するため、**直接の持参やメール又はファックス、普通郵便、レターパックによるものは受けませんのでご注意ください。**

送付先 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

北茨城市役所 総務課管財係あて

(2) 入札書の日付は開札日とし、市指定の様式を使用してください。

(3) 入札回数は1回とします。

(4) 入札書に記載する金額は、税抜価格を記載してください。なお、必ず最低売却価格以上の金額を記載してください。（せり売りではありません。）

(5) 封筒は任意の二重封筒とし、中封筒（入札書を入れる封筒）、表封筒（中封筒と添付書類を入れる封筒）を別紙「封筒記載例」を参照し作成してください。

6 開札

(1) 開札日時：令和6年12月12日（木）午前9時30分から

(2) 場所：北茨城市役所本庁舎4階402～404会議室

※開札会の参観は、入札参加者等の関係者のみを可能とします。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とします。

(1) 入札参加資格のない者（入札指定書の交付を受けていない者）のした入札

(2) 住所・記名を欠く入札

(3) 金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札価格が最低売却価格を下回る入札

(6) 入札者が同じ物品に2枚以上の入札をした場合、その全部の入札

(7) 前各号に掲げるもののほか、市契約規則等に違反した入札

8 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとします。

9 落札者の決定

(1) 予定価格以上の金額であって、最高額で入札された人を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同額の入札をなした者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します

(3) 落札者が決定したときは、落札者にのみ連絡し、結果については、北茨城市ホームページに申込者数、落札金額を掲載します。（※個人名等は公開しません。）

10 入札保証金及び契約保証金

免除とします。

1 1 契約締結及び売却代金の納入

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。
- (2) 契約締結は、令和6年12月17日（火）までとします。期日までに契約ができないときは、落札決定を取り消します。また、契約締結に要する費用は落札者の負担となります。
- (3) 売却代金の納入は、総務課で発行する納付書により、令和6年12月24日（火）までに全額納入していただきます。納入後、領収書の写しを提出してください。

1 2 所有権移転及び車両引渡し

- (1) 車両の引渡し期限は、令和7年1月21日（火）とします。
※具体的な引渡し日時は、北茨城市と落札者で調整のうえ決定します。
- (2) 当該車両の所有権は、購入代金を納入したときに落札者に移転します。
- (3) 危険負担は当該車両引渡し後、落札者に移転します。
- (4) 北茨城市は、落札者が購入代金を納入した後、当該車両に係る譲渡証明書等の所有権の移転登録に必要な書類を落札者に交付します。
- (5) 落札者は、当該車両に係る所有権の移転登録を道路運送車両法第13条に基づき申請しなければなりません。なお、移転登録に要する経費は、落札者負担とします。
- (6) 落札者は、移転登録後、直ちに北茨城市役所総務課管財係に自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを提出してください。
- (7) 当該車両の引渡しは、上記（6）の報告があった後、速やかに行うものとし、受け取った時点で受領した旨の認印をいただきます。
- (8) 当該車両は、契約締結時の条件で引渡しとします。引渡し後の不調や故障の補償は一切行いません。また、事故、災害発生の場合は、すべて落札者の責任において処理することとなります。
- (9) 運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用等及び手続等については、入札額とは別に落札者の負担とします。
- (10) 車両は現状渡しとし、引渡し後の不具合や故障についての補償は一切行いません。返品・返金もできませんので、事前に車両の状態をよくご確認ください。
- (11) 車両のデザイン・文字は、落札者が塗りつぶし等により削除して下さい。また、シール等の除去後にデザイン、文字が識別できる跡が残った場合にはその跡

も塗りつぶし等により削除して下さい。

削除した証明として、車両の前後、左右の写真を速やかに提出して下さい。

1.3 利用制限

落札者は、落札した公用車を次に掲げる用に供してはなりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(当該団体の構成員等を含む。)の用
- (3) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用

1.4 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

1.5 契約費用及び公租公課等

- (1) 落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。
- (2) その他契約に要する費用は、落札者の負担となります。
(移転登録等、諸費用の内容については、各関係機関にお問合せください。)

1.6 瑕疵担保責任等

落札者は、売買代金を納入後、売却物品に隠れた瑕疵のあることを発見した場合や、購入物品に起因して何らかの損害が生じた場合であっても、北茨城市に対して損害賠償の請求、又は契約の解除はできないものとします。

1.7 その他の留意事項

本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、北茨城市財務規則の定めるところにより処理します。その他、不明な点は下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

- ・入札、契約に関すること

〒319-1592 北茨城市磯原町磯原1630番地

北茨城市役所 総務課管財係

電話 0293-43-1111 内線331

FAX 0293-43-1108

- ・公売物品および物品の公開に関すること

電話 0293-43-1111 内線510 車両担当

FAX 0293-43-1108

公売の流れ（フロー）

(1) 物品事前見学

公売物品の事前見学会を行います。参加は事前予約制です

日 時 令和6年11月19日（火）及び20日（水）午前9時～午後3時
（正午から午後1時を除く）

場 所 北茨城市役所 車庫棟（北茨城市磯原町磯原1630番地）

※事前見学の参加は任意ですが、参加せずに入札に参加した場合は車両の状況を
了解したものとみなします。

(2) 入札参加申込書提出

締 切 令和6年12月4日（水）午後5時15分まで

場 所 北茨城市役所総務課管財係

※適格者には「入札指定書」を交付します。

(3) 入札書一式の提出（書留・簡易書留郵便のみ）

入札書一式を一般書留又は簡易書留郵便にて郵送します。直接の持込は不可。

場 所 北茨城市磯原町磯原1630番地

締 切 令和6年12月11日（水）午後5時必着

(4) 開札（郵便入札）

日 時 令和6年12月12日（木）午前9時30分

場 所 北茨城市役所4階402～404会議室

(5) 物品売買契約締結・代金納入

落札者と物品売買契約書を締結し、期限までに代金を納入します。

代金の納入時に所有権移転となります。

期 限 令和6年12月17日（火）まで

※落札者には各金融機関にて納付する納付書を発行します。

(6) 所有権移転（名義変更等）期限

令和7年1月14日（火）

※譲渡証明書等の所有権の移転登録に必要な書類を落札者に交付します。

名義変更等は落札者の費用負担で手続きを行ってください。

(7) 引き渡し期限

期 限 令和7年1月21日（火）まで

※所有権移転完了を証する書類と併せて、デザイン、文字等を削除したことが分
かる写真を提出して下さい。